

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案		B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	現行
第1章 第1回定期検査等		第1章 第1回定期検査等	
1.4 機関		1.4.7 陸上試運転 主機、主要な補助機関、動力伝達装置等は、次に定めるところにより陸上試運転を行うこと。 -1. 主機及び主要な補助機関 (1) 内燃機関 (a) 新型内燃機関であつて附属書C5-1の適用を受けるものは、同附属書に定める陸上試運転を行うこと。 (b) (a)以外の内燃機関は、次表により行うこと。この場合、負荷試験の各分力の試験時間は、附属書C-5-1.5.3.1の表によること。また、各試験項目の詳細についてはJIS F 4304:1999又はJIS F 4306:1998に掲げる方法を参考とすること。	1.4.7 陸上試運転 主機、主要な補助機関、動力伝達装置等は、次に定めるところにより陸上試運転を行うこと。 -1. 主機及び主要な補助機関 (1) 内燃機関 (a) 新型内燃機関であつて附属書C5-1の適用を受けるものは、同附属書に定める陸上試運転を行うこと。 (b) (a)以外の内燃機関は、JIS F 4304-1999を標準として行うこと。ただし、負荷試験の各分力の試験時間は、附属書C-5-1.5.3.1の表によること。
1.4.7-1 (1) (b)の表			
試験項目	機関の用途		
	主機用内燃機関	主要な補助機関 (電気推進船の主発電機駆動機関を含む)	定格回転速度
1/4連続最大出力	プロペラ特性に従つた回転速度		
2/4連続最大出力	同上		同上
3/4連続最大出力	同上		同上
連続最大出力	同上		同上

	過負荷出力	同上	同上
逆転試験	自己逆転機関に限る	二	二
調速機試験	○	○	○
警報及び安全装置の作動試験	○	○	○

- (c) (a)及び(b)にかかわらず次に掲げる内燃機関の負荷試験の各分力の試験時間は、次表によることとして差し支えない。
- (i) 附属書 C-1 による陸上試運転に合格した新型内燃機関と同型機関で、その後に製造されるもの
- (ii) 附属書 C-1 による承認試験に合格した高速機関と同型機関で、その後に製造されるもの
- (iii) 次のいずれの条件にも適合するもの
- ① 内燃機関の製造認定事業場で量産されるもの、又は製造認定事業場と同程度以上の品質管理のもとに量産されるもの
 - ② 部品の互換性を確保するため、特別に設計された治具又は自動機械を使用して生産されるもの
 - ③ 組立時に各部品の手仕上を殆んど要しないもの

1.4.7-1 (1) (c)の表

負荷試験の種類 シリカダ径	400mm 以下のもの	400mm を超えるもの
2/4連続最大出力	20分	30分
3/4連続最大出力	20分	30分
連続最大出力	60分	60分
過負荷出力	20分	30分

(以下略)

- (c) (a)及び(b)にかかわらず次に掲げる内燃機関は、次表によることとして差し支えない。
- (i) 附属書 C-1 による陸上試運転に合格した新型内燃機関と同型機関で、その後に製造されるもの
- (ii) 附属書 C-1 による承認試験に合格した高速機関と同型機関で、その後に製造されるもの
- (iii) 次のいずれの条件にも適合するもの
- ① 内燃機関の製造認定事業場で量産されるもの、又は製造認定事業場と同程度以上の品質管理のもとに量産されるもの
 - ② 部品の互換性を確保するため、特別に設計された治具又は自動機械を使用して生産されるもの
 - ③ 組立時に各部品の手仕上を殆んど要しないもの

表 陸上試運転の方法

(表同左)		

(以下略)

1.4.8 解放検査等 施行規則第 24 条第 2 号及び 3 号(それぞれ第 30 条第 2 項に係るもの)を除く。)並びに第 30 条第 1 項の規定により準備された状態で解放検査及び現状検査を行うこと。

なお、工事中その他の時期にこれらの検査に準ずる検査を行ったものについては、この限りでない。
ただし、内燃機関及びガスタービンの解放検査については、それぞれ次によること。

(1) 内燃機関

(a) 1.4.7-1.(1)(b)による陸上試運転後の解放については、次によること。

(i) 初号機

附属書 C 5-1.5.3.3 の表中、性能試験の欄の解放によること。

(ii) 2 台目以降

負荷試験後の主軸受及びクランクピングの各軸受の温度測定値に異常がない、かつ、クランクケースの点検口からシリンドライナの内面(2 ストローク機関にあつては、掃気室からシリンドライナ、ピストン、ピストンリング、ピストン棒)を確認して異常が認められない場合には、解放を省略してよい。

(b) 1.4.7-1.(1)(c)(i)及び(ii)による陸上試運転後の解放については、上記(a)(ii)と同様として差し支えない。

(c) 1.4.7-1.(1)(c)(iii)による陸上試運転後の解放については、上記(a)と同様として差し支えない。

(d) 第 1 回定期検査における海上試運転時の解放については、次によること。

(i) 主機

主軸受及びクランクピングの各軸受の温度測定値に異常がなく、かつ、クランクケースの点検口からシリンドライナの内面(2 ストローク機関にあつては、掃気室からシリンドライナ、ピストン、ピストンリング、ピストン棒)を確認して異常が認められない場合には、解放を省略してよい。

(ii) その他の内燃機関

現状検査

(2) ガスタービン

解放検査に代えて、ボアスコープによる内部の現状検査とすることができる。

1.4.8 解放検査等 施行規則第 24 条第 2 号及び 3 号(それぞれ第 30 条第 2 項に係るもの)を除く。)並びに第 30 条第 1 項の規定により準備された状態で解放検査及び現状検査を行うこと。
ただし、ガスタービンについては、解放検査に代えて、ボアスコープによる内部の現状検査とすることはできる。
なお、工事中その他の時期にこれらの検査に準ずる検査を行ったものについては、この限りでない。

1.7 一般設備			
1.7.1 (略)	1.7.1 (略)		
1.7.2 居住、衛生及び脱出設備	1.7.2 居住、衛生及び脱出設備		
-1. (略)	-1. (略)		
-2. 船員に関する設備	-2. 船員に関する設備		
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)		
(4) 防音措置等	(4) 防音措置等		
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)		
(4) 総トン数 1,600 トン以上の船舶(平水区域を航行区域とする船舶並びに船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の船舶(同項第 2 号の船舶にあっては自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)について、以下の防音措置等が講じられていることを確認する。	総トン数 1,600 トン以上の船舶(平水区域を航行区域とする船舶並びに船舶安全法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の船舶(同項第 2 号の船舶にあっては自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)について、以下の防音措置等が講じられていることを確認する。		
(a) (略)	(a) (略)		
(b) 騒音レベルが 85 dB(A)を超える場所にあっては、以下の設備及び備品が備え付けられていることを確認する。	(b) 騒音レベルが 85 dB(A)を超える場所にあっては、以下の設備及び備品が備え付けられていることを確認する。		
(i) 図記号及び補助標識(船員が通常業務に従事する場合において使用される言語によるものからなる警報標識 ^{※1})。	(i) 図記号及び補助標識(船員が通常業務に従事する場合において使用される言語によるものからなる警報標識 ^{※1})。		
(ii) 当該場所に出入りする船員が使用するための聴覚保護具 ^{※2} 。	(ii) 当該場所に出入りする船員が使用するための聴覚保護具 ^{※2} 。		
※ 1 警告標識は、騒音告示検査心得 4.0.1(a)(1)に基づいて作成されたものであること。	※ 1 警告標識は、騒音告示検査心得 4.0.1(a)(1)に基づいて作成されたものであること。		
※ 2 聽覚保護具は、騒音告示検査心得に基づき適切に選択されたものであること及び必要な数量が備え付けられていること。なお、数量の確認は、船舶設備規程検査心得 115-4.2.2(a)(3)に基づく騒音暴露量決定に際し、当該場所へ出入りする者を何名として決定しているかを確認することにより行うこととする。	※ 2 聽覚保護具は、騒音告示検査心得に基づき適切に選択されたものであること及び必要な数量が備え付けられていること。なお、数量の確認は、船舶設備規程検査心得 115-4.3.2(a)(3)に基づく騒音暴露量決定に際し、当該場所へ出入りする者を何名として決定しているかを確認することにより行うこととする。		
(以下略)	(以下略)		
1.19 海上試運転	1.19 海上試運転		
1.19.1～1.19.16 (略)	1.19.1～1.19.16 (略)		
1.19.17 騒音測定試験	1.19.17 騒音測定試験		
-1～-3 (略)	-1～-3 (略)		
-4 騒音調査報告書	-4 騒音調査報告書		
船舶設備規程第 115 条 4 の 3 に規定する「騒音調査報告書」が-3.の測定された値を基に作成されていることを確認する。なお、「騒音調査報告書」の様式は船舶設備規程検査心得附属書[12]付録 1 に規定される様式とする。	船舶設備規程第 115 条 4 の 2 に規定する「騒音調査報告書」が-3.の測定された値を基に作成されていることを確認する。なお、「騒音調査報告書」の様式は船舶設備規程検査心得附属書[12]付録 1 に規定される様式とする。		

2.13 液化ガスばら積船

2.13 液化ガスばら積船

検査項目	定期	1中	2中	3中	
2.13.7 その他の特別要件 -1. (略) -2. 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置について以下の検査を行う。 貨物タンク、インターバリースペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、 <u>負圧防止装置、安全装置及び警報装置</u> その他関連の保護金網並びにベント管の排水設備について可能な範囲の外観検査を行い、現状良好であることを確認する。また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。 -3. 荷役設備について以下の検査を行 う。 次に掲げる事項について可能な限り荷役中に現状検査を行う。(3)については現状検査及び効力試験を行う。 (1) 貨物用熱交換器、氣化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (2) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 (3) 貨物ポンプ及び圧縮機の自動停止及び手動停止装置	○	○	A	○	
2.13.7 その他の特別要件 -1. (略) -2. 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置について以下の検査を行う。 貨物タンク、インターバリースペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、 <u>負圧防止装置及び安全装置</u> その他関連の排水設備について可能な範囲の外観検査を行う。また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。 -3. 荷役設備について以下の検査を行 う。 次に掲げる事項について可能な限り荷役中に現状検査を行う。(3)については現状検査及び効力試験を行う。 (1) 貨物用熱交換器、氣化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (2) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 (3) 貨物ポンプ及び圧縮機の自動停止及び手動停止装置	○	○	A	○	

検査項目	定期	1中	2中	3中	
2.13.7 その他の特別要件 -1. (略) -2. 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置について以下の検査を行う。 貨物タンク、インターバリースペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、 <u>負圧防止装置及び安全装置</u> その他関連の排水設備について可能な範囲の外観検査を行う。また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。	○	○	A	○	

また、次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。このうち、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の方法によって差し支えない。	(1) <u>緊急遮断装置及び連絡装置</u> <u>高液面警報及び弁</u>	○
(2) <u>貨物タンクの液面計、オーバーフロー制御装置</u>	(3) <u>温度指示装置及び関連装置の警報装置</u>	○
(4) <u>貨物タンクの圧力計、高压警報及び低圧警報(有している場合)</u>	(5) <u>インターバリアスペース及びホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置</u>	○
(6) <u>貨物の圧力／温度を制御する設備(備えられる全ての冷却装置を含む。)及び関連の警報装置</u>	(7) <u>固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置</u>	○
(8) <u>酸素濃度計測装置</u>	(9) <u>貨物を燃料として使用するための設備についての安全装置</u>	○
-5. 環境制御装置について、以下の現状検査を行う。	-5. 環境制御装置について、以下の現状検査を行う。	○
(1) 貨物タンクのガスフリー及びページ装置、航海上の通常の損失分を補うためのイナートガス貯蔵設備並びに霧囲気監視装置	(2) イナートガスの使用量が航海中の通常の損失分を補うために必要な貯蔵量を超過していないことのイナートガスの使用記録による確認	○

また、次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。このうち、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の方法によって差し支えない。	(1) <u>緊急遮断装置に連絡する液面計及び弁</u>	○
(2) <u>温度指示装置及び関連装置の警報装置</u>	(3) <u>貨物タンク、インターバリアスペース及びホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置</u>	○
(4) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置	(5) 酸素濃度計測装置	○
(6) 貨物を燃料として使用するための設備についての安全装置	-5. 環境制御装置について、以下の現状検査を行う。(シブレンシングの場合、各防熱層の不活性ガス制御装置が正常に作動していることを船長より聴取する。)	○
(7) 貨物タンクのガスフリー及びページ装置並びにガス採取装置	(1) 貨物タンクのガスフリー及びページ装置並びにガス採取装置	○
(8) 不活性ガス発生装置、不活性ガス貯蔵装置、乾燥空気装置及び通常の状態で損失される不活性ガスを補充するための必要な設備並びにこれらの乾燥媒体	(2) 不活性ガス発生装置、不活性ガス貯蔵装置、乾燥空気装置及び通常の状態で損失される不活性ガスを補充するための必要な設備並びにこれらの乾燥媒体	○

(3) 空気乾燥設備並びにインシターバリ アスペース及びホールドスペースの ページのためのイナートガス装置	<input type="checkbox"/>								
(4) イナートガス逆流防止装置の圧力制御 装置、ガス逆流防止装置及び監視装 置等	<input type="checkbox"/>								
-6. 消火設備について以下の検査を行 う。									
(3) 不活性ガス関連装置の圧力制御 装置、ガス逆流防止装置及び監視状 態等	<input type="checkbox"/>								
(4) イナートガス逆流防止装置の圧力制御 装置、ガス逆流防止装置及び監視装 置等	<input type="checkbox"/>								

(3) 空気乾燥設備並びにインシターバリ アスペース及びホールドスペースの ページのためのイナートガス装置	<input type="checkbox"/>								
(4) イナートガス逆流防止装置の圧力制御 装置、ガス逆流防止装置及び監視装 置等	<input type="checkbox"/>								
-6. 消火設備について以下の検査を行 う。									
(1) 第1章1.14項の-5及び-6に規定 する消火のための装置全般について現 状検査に加え、次に掲げる事項について 現状検査及び効力試験を行う。	<input type="checkbox"/>								
(1) 主消火ポンプの遠隔始動装置の 作動試験	<input type="checkbox"/>								
(2) 水噴霧装置、固定式粉末消火裝 置並びに貨物ポンプ室及び危険場 所の固定式消火装置の確認	<input type="checkbox"/>								
(3) 上記(2)に示す装置の操作手順が 掲示されていることの確認	<input type="checkbox"/>								
(4) 緊急避難のための警報装置の確 認	<input type="checkbox"/>								
(5) 引火性の貨物に対する追加の消 防員装具の外観検査及び自蔵式呼 吸具の可聴警報装置等の効力試験 ※ 自蔵式呼吸具の予備の容器 については、消防設備告示第 32条第4号から第6号の規定 に基づき積み付けられるものに ついて確認すること。	<input type="checkbox"/>								
(6) ガス閉鎖区画の消火装置及び緊 急避難のための警報装置	<input type="checkbox"/>								

(3) 不活性ガス関連装置の圧力制御 装置、ガス逆流防止装置及び監視状 態等	<input type="checkbox"/>								
(4) イナートガス逆流防止装置の圧力制御 装置、ガス逆流防止装置及び監視装 置等	<input type="checkbox"/>								
-6. 消火設備について以下の検査を行 う。									
(1) 水噴霧装置及び固定式粉末消火装置等 について次に規定する検査。	<input type="checkbox"/>								
(2) 甲板泡消火装置については2.8.3を 準用すること。	<input type="checkbox"/>								
(1) 水噴霧装置の効力試験	<input type="checkbox"/>								
(2) 固定式粉末消火装置	<input type="checkbox"/>								
(a) 粉末消火剤は、附属書Gに定 めることによる。	<input type="checkbox"/>								
(b) 粉末消火剤の貯蔵装置の外観 検査	<input type="checkbox"/>								
(c) 手動ホース管又はモニター及び 配管の通気試験	<input type="checkbox"/>								
(d) 消火装置の起動用及び加圧用 ガス貯蔵圧力容器の外観検査及 びガスの検量	<input type="checkbox"/>								
(e) 消火装置の遠隔操作装置その 他の起動装置及びバルブ等作動 試験	<input type="checkbox"/>								
(f) モニター及び消火ホースの作動 試験	<input type="checkbox"/>								
(3) 引火性の貨物に対する追加の消 防員装具の外観検査及び自蔵式呼 吸具の可聴警報装置等の効力試験 ※ 自蔵式呼吸具の予備の容器 については、消防設備告示第 32条第4号から第6号の規定 に基づき積み付けられるものに ついて確認すること。	<input type="checkbox"/>								
(4) ガス閉鎖区画の消火装置及び緊 急避難のための警報装置	<input type="checkbox"/>								

(a) 警報装置の効力試験 (b) 固定配管の通気試験							
-7. 危険場所の電気設備							
(1) 危険場所の電気機器の保守に関する記録を確認する。さらに、絶縁抵抗を測定し現状の設備が健全であることを確認する。ただし、定期的な測定記録が保持されており船舶検査官が差し支えないと認められる場合には測定を省略して差し支えない。							
(2) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関するインタロック装置の効力試験を行う。							
-8. 人身保護設備に関する事項							
(1) 保護装具 (2) 安全装具 (3) 担架及び応急医療器具 (4) 非常脱出用呼吸器具 (5) 除染シャワー及び洗眼器 (6) 非常時の避難場所							
-9. 復原性計算機							
(1) 同左							
-10. その他の設備							
次に掲げる事項について現状検査を行ふと共に(11)及び(12)について現状検査を行ふと共に(11)及び(12)について現状検査を行ふ。また、(3)に規定する貨物エリア内の区画の通風装置については作動試験を行う。							
(1) クロスフランディング設備及び水密扉等の損傷時復原性能に関する設備。ただし、クロスフランディング設備の現状検査を行うことが困難な場合は、船舶検査を行うこと。							

査官が適當と認める検査に代えることができる。	
(2) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置	(2) (同左)
(3) 貨物エリア内の閉鎖場所及び貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区画の通風装置及びその予備ファン又はインペラ	(3) 貨物区域内の閉鎖場所の通風装置及びその予備ファンあるいはインペラ
(4) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ、又は甲板保護のための甲板上の防熱材	(4) (同左)
(5) 貨物コントロール室、貨物ポンプ及び圧縮機室並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部	(5) (同左)
(6) 船体の過冷却防止設備	(6) (同左)
(7) 貨物ホース	(7) 承認を受けたホース
(8) 船体及び貨物管との接地	(8) (同左)
(貨物タンク及び貨物管と船体との電気的接地としてストラップが設けられない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であること。)	(9) 船首尾荷役設備及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等
(9) 消防設備及び貨物コントロール室と陸上施設との通信手段)及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等	(9) 船首尾荷役設備及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等
(10) 危険場所又は区域の電気設備	(10) (同左)
(11) 貨物ログブック、荷役記録並びに貨物格納設備及び荷役設備に関連するマニュアル	(11) (同左)
(12) 液化ガスばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する規則	(12) (同左)
(13) 貨物コントロール室	(13) 貨物コントロール室
(14) 貨物コントロール室のガス検知装置及び貨物コントロール室が危険区域である場合に発火源排除のための措置	(14) 貨物コントロール室のガス検知装置及び貨物コントロール室が危険区域である場合に発火源排除のための措置

(15) IGC コード 3.7 項に規定するビル ジ、バラスト及び燃料油設備	○	○	
(16) 操舵室の扉及び窓並びに貨物エリ アに面した船橋及び甲板室の舷窓及 び窓	○	○	
(17) ガス検知装置の配管について現状 を検査する。	○	A	
(18) 貨物タンクの主圧力逃し弁あるいは バイロット弁に非金属のメンブレンが使 用されいる場合、メンブレンの状況を検 査し健全な状態にあることを確認する(メ ンブレンが 3 年を超えない間隔又は承 認された間隔以内で新替されているこ とを確認する。)。	○	○	
(19) ガス危険閉鎖場所の消火装置につ いて固定配管の通気試験を行う。	○	○	
(20) 人身保護設備のうち、安全装具に 対して、空気圧縮機を備える場合にあ つては、空気圧縮機の効力試験を行 う。	○	○	
(13) ガス検知装置の配管について現状 を検査する。	○	○	A
(14) 貨物タンクの主圧力逃し弁あるいは バイロット弁に非金属のメンブレンが使 用されいる場合、メンブレンの状況を検 査し健全な状態にあることを確認する(メ ンブレンが 3 年を超えない間隔又は承 認された間隔以内で新替されているこ とを確認する。)。	○	○	A
(15) ガス危険閉鎖場所の消火装置につ いて固定配管の通気試験を行う。	○	○	A
(16) 人身保護設備のうち、安全装具に 対して、空気圧縮機を備える場合にあ つては、空気圧縮機の効力試験を行 う。	○	○	A

改 正 案		現 行
F 編	認定物件に係る検査	F 編 認定物件に係る検査
3. 機関		
3.1 次表に掲げる認定物件にあっては、同表の区分により、3.2 及び 3.3 に定める検査を行う。		
	3.1 の表	
区分	型式	物件の名称
①	新型 受検初号機の内燃機関、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、発電機、電動機、変圧器、定周波装置	受検台数が 2 台までの内燃機関、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、発電機、電動機、変圧器、定周波装置 (略)
	特殊型	(略) (略)
		備考 (略)
3.2 表の区分①の認定物件にあっては、1 台ごとに次の検査		
3.2.1 蒸気タービン、内燃機関、ガスタービン、船内外機、船外機、排気タービン過給機、縦軸推進装置、軸系のクラッチ、逆転機、変速装置及びポンプにあっては、陸上試運転(運転後の解放検査を含む。ただし、内燃機関及びガスタービンの解放検査については、それぞれ次によること。)		
-1.	内燃機関	B 編 1.4.8.(1)(a)(i)によること。
-2.	ガスタービン	解放検査に代えて、ボアスコープによる内部の現状検査とすることができる。
3.2.2 ~ 3.2.8	(略)	(略)
3.3 表の区分②の認定物件にあっては、次の検査		
抽出母集団から抽出した機器について検査を行い、抽出機器がすべて合格すれば、抽出母集団に含まれる非抽出機器については、自主検査の成績表の確認により合格として差し支えない。		
3.2.2.2 ~ 3.2.8	(略)	(略)
3.3 表の区分②の認定物件にあっては、次の検査		
(同左)		

<p>3.3.1～3.3.3 (略)</p> <p>3.3.4 抽出機器の検査の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> -1. 内燃機関、船内外機、船外機、空気圧縮機、縦軸推進装置、軸系のクラッチ、逆転機、変速装置、ポンプ及び油圧モータ <p>陸上試運転(運転後の解放検査を含む。)ただし、運転後の解放検査は同一抽出母集団に含まれる非抽出機器により行って差し支えない。</p> <p>抽出母集団にあっては主軸受及びクランクピンの各軸受けの温度測定値に異常がなく、かつ、クランクケースの点換口からシリンドライナの内面(2ストローク機関)にあっては、掃気室からシリンドライナ、ピストン、ピストンビストン棒)を確認して異常が認められない場合には、解放検査を省略してよい。(予備検査時の陸上運転後の解放検査も同様とする。)また、始動試験及び1/4連続最大出力試験は、自主検査の成績表の確認としても差し支えない。</p>	<p>3.3.4 抽出機器の検査の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> -1. 内燃機関、船内外機、船外機、空気圧縮機、縦軸推進装置、軸系のクラッチ、逆転機、変速装置、ポンプ及び油圧モータ <p>陸上試運転(運転後の解放検査を含む。)ただし、運転後の解放検査は同一抽出母集団に含まれる非抽出機器により行って差し支えない。</p> <p>抽出母集団にあっては主軸受及びクランクピンの各軸受けの温度測定値に異常がなく、かつ、クランクケースの点換口からシリンドライナの内面を検査(2ストローク機関の場合には掃気室からシリンドライナ、ピストン、ピストンビストン棒)を検査する。)異常が認められない場合には、解放検査を省略してよい。(予備検査時の陸上運転後の解放検査も同様とする。)また、始動試験及び1/4連続最大出力試験は、自主検査の成績表の確認としても差し支えない。</p>
<p>3.3.5～3.3.6 (略)</p> <p>3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例</p> <p>認定事業場において製造する機関の重要な部品の材料で法第8条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であってその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。なお、当分の間、GL、ABS、DNV及びBV船級協会が発行する証明書については同様に取扱つて差し支えない。</p>	<p>3.3.5～3.3.6 (略)</p> <p>3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例</p> <p>認定事業場において製造する機関の重要な部品の材料で法第8条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であってその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。なお、当分の間、GL、ABS、DNV及びBV船級協会が発行する証明書については同様に取扱つて差し支えない。</p>

S 編 改 正 案	現 行
第 2 章 檢査の特例	S 編 檢査の特例
2.2 小型船舶検査機構、登録船級協会及び日本舶用品検定協会の発行した合格証明書等を有する物件の検査	第 2 章 檢査の特例
2.2.1 船舶、船舶用機関及び船舶用品であつて小型船舶検査機構の発行した合格証明書又は成績書を有するもの、並びに船用品であつて日本海事協会及び日本船用品検定協会の発行した合格証明書又は試験の成績書を有するもの及び日本船用品検定協会の発行した成績書を有するものは、当該書類を調査し、検査の方法等が適当なものであり、技術上の基準に適合していることを確かめ、差し支えないと認められるものは、現状検査、船内備付け又は積付け検査及び付後効力試験にとどめて差し支えない。	2.2.2 小型船舶検査機構、登録船級協会及び日本舶用品検定協会の発行した合格証明書等を有する物件の検査
2.2.2.1 の合格証明書等は、附属書 A-1 の定める事項が記載されているものである。	2.2.2 (同左)
2.8 ドック入れ等の特例	2.8 ドック入れ等の特例
2.8.1 定期的検査(第 3 種中間検査を除く。)において、検査ウインド内で実施して実施しても差し支えない。この場合、分離する項目については事前に計画書等により確認すること。	2.8.1 定期的検査(第 3 種中間検査を除く。)において、検査ウインド内で実施して実施しても差し支えない。この場合、分離する項目については事前に計画書等により確認すること。
なお、分離して検査を行った場合は、その執行内容の記録に注意を払うこと。また、定期的検査(第 3 種中間検査を除く。)において、船舶所有者がドック入り又は上架を行う時に検査するのが都合のよいもの、例えば、船底検査、機関解放、プロペラ軸抽出、かじ、船底弁などの項目について検査時期の延期申請があり、底艤等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査終了日から 6 カ月を超えない時期に管海官庁が検査を指定した場合は、当該事項に係る検査を省略することができる。	なお、分離して検査を行った場合は、その執行内容の記録に注意を払うこと。また、定期検査において、船舶所有者がドック入り又は上架を行った時に検査するのが都合のよいもの、例えば、船底検査、機関解放、プロペラ軸抽出、かじ、船底弁などの項目について検査時期の延期申請があり、底艤等の事由によりやむを得ないと認められ、かつ、効力試験等により現状が良好と認められ、検査終了日から 6 カ月を超えない時期に管海官庁が検査を指定した場合は、当該事項に係る検査を省略することができる。
2.8.2 ~ 2.8.4 (略)	2.8.2 ~ 2.8.4 (略)

改正案		現行									
附属書C 機関の検査に関する附属書											
1. 承認試験		附属書C 機関の検査に関する附属書									
1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)		1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。) (編集注: 平成18年8月1日施行)									
1.3.1 ゴムホース、ビニル管、テフロン管等(以下「ゴムホース等」という。)は、以下に定める承認試験を行う。(ただし、破裂試験、衝撃圧力試験及び耐炎試験はプロトタイプ(一定の型式のもので初めて検査を行ふもの)のみとして差し支えない。	1.3.1 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)は、以下に定める承認試験を行う。	(同左)									
-1. ISO 1402 又は JIS K 6330 に準じた耐圧試験及び破裂試験(最小破裂試験圧力は設計圧力の4倍以上とする。)	1.3.1.1 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)は、以下に定める承認試験を行う。	(同左)									
-2. JIS K 6349-2012 に準じた衝撃圧力試験(液圧用に限る。)											
-3. 下図の方法による耐炎試験(機関室内の管径のうち、燃料油、潤滑油及び作動油並びに浸水に直接影響を及ぼす海水水管系の用途に使用される場合に限る。)											
耐炎試験の方法(図参照)											
長さ 1m の試料を水平に設置(ブンゼンバーナー(口径約 10φ 炎の全長約 125mm、内炎の長さ約 40mm)で試料の中央部分へ下方 45 度の方向より、内炎の先端を試料に 60 秒間加炎する。その後最高使用圧力の 1.25 倍の圧力をかけ漏れのないことを確かめること。)											
耐炎試験の方法(図省略)											
7. プロペラ軸等の精密な検査	表 K ₁ K ₂ K ₃ K ₄ 及びK _w の値	表 K ₁ K ₂ K ₃ K ₄ 及びK _w の値									
プロペラボスの材料	CAC301 (HBsC1)	CAC302 (HBsC2)	CAC702 (AIBC2)	CAC703 (AIBC3)	CAC704 (AIBC4)	プロペラボスの材料	HBsC1	HBsC2	AIBC2	AIBC3	AIBC4
K ₁	9.27	9.27	8.49	8.49	8.49	(同左)					(同左)
K ₂	1.65	1.65	1.4	1.4	1.4						
K ₃	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55						